

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第9報）

質問

現任教育について、既に年度内の法定教育時間数以上の教育を行った者について、主として従事させる警備業務区分の変更を行った場合は、改めて現任教育を行う必要があるのか？
必要があるならば、何時間以上行えばよいか？

答

現任教育については、年度内の法定教育時間数を満たしていれば、改めて現任教育を行う必要はない。しかしながら、その場合は、当然ながら「必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育」が必要になると思われるので、積極的に教育を行うべきと考える。

警察庁丙生企発第22号 令和元年 8 月 30 日付け警察庁生活安全局長発出の「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行について（通達）」の第1の1の(2)のアの「教育時間数及び教育頻度の見直し」の項の(イ)に、「現に警備業務に従事させている警備員に対する教育については、教育頻度を半年の教育期ごとから年度ごとに改め、年間の教育時間数を旧府令に定める教育時間数の16分の10に短縮することとした。

また、主として従事させる警備業務の区分が変更された警備員については、旧府令において新たに当該業務別教育に係る警備業務に従事させる警備員として業務別教育を行うこととされていたところ、前述の教育時間数を行えば足りることとした。」と解説されており、上記答のとおり、現任教育については、年度内の法定教育時間数を満たしていれば、改めて現任教育を行う必要はない。しかしながら、その場合は、当然ながら「必要に応じて行う警備業務に関する知識及び技能の向上のための教育」が必要になると思われるので、積極的に教育を行うべきと考えるべきである。

※ 上記内容については、9月27日、警察本部に確認済み。